写

多治見市政記者クラブ同時配布資料
岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和７年７月１０日（木）岐阜県発表資料			
所 属	担 当 課	担 当 者	電 話 番 号
東濃県事務所	環境課	下野	代表 0572-23-1111（内線 212） ＦＡＸ 0572-25-0079

瑞浪市釜戸（かまどちょう）町地内における地下水汚染について（第２報）

瑞浪市釜戸町地内における地下水汚染については、第１報を令和７年６月１２日（木）にお知らせしたところです。このことについて、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、調査対象範囲内にある井戸３０本の水質検査を実施したところ、１本から地下水環境基準を超過するヒ素が検出されましたのでお知らせします。

１　周辺井戸水の検査結果

［ 採　水　日 ］　令和７年６月２３日（月）～２５日（水）
［ 結果確認日 ］　令和７年７月１０日（木）
［ 分 析 機 関 ］　県保健環境研究所

項目	検査 検体数	基準超過 検体数	検査結果 (mg/L)	地下水環境基準 (mg/L)	基準 超過倍率
ヒ素	３０	1	0.005 未満 ～ 0.23	0.01 以下	23 倍

２　井戸の利用状況調査結果

調査範囲内に、飲用利用されている井戸が４本あり、うち１本から地下水環境基準の超過が確認されました。

３　今後の対応

（１）地下水調査結果について

今回水質検査を実施した井戸の所有者に対して、検査結果をお知らせします。
あわせて、基準を超過した井戸の所有者に対して、井戸水の飲用を控えるように助言します。

（２）地下水調査について

瑞浪市の協力を得て、要綱に基づき、新たに地下水環境基準の超過が確認された井戸から半径３００ｍの範囲内（調査済みの地域を除く）にある家庭及び事業場を対象に、地下水の利用状況調査及び水質検査を直ちに実施します。

（３）地域住民への情報提供について

井戸水を利用している場合は、水質検査結果が判明するまでの間、井戸水の飲用自粛を呼びかけます。